

## 特定家畜伝染病発生時における防疫業務に係る協定（案）

青森県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、青森県内の特定家畜伝染病発生時における防疫業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、青森県内の畜産農場において特定家畜伝染病が発生し、甲が実施する防疫業務に関して、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第16号）第3条の2第1項に規定する農林水産省令で定めるものとする。

### （業務の範囲）

第3条 この協定に基づく防疫業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定家畜伝染病時における防疫業務
- (2) その他、甲及び乙が必要と認める業務

### （要請）

第4条 甲は、特定家畜伝染病が発生し、乙の協力が必要と判断した場合は、第3条に定める業務について、防疫業務協力要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又はその他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （実施）

第5条 乙は、前条の要請に基づき防疫業務を行うものとする。

2 前項の規定により乙が業務を実施したときは、甲に対し、乙所定の報告書又は防疫業務実施報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （経費の負担）

第6条 前条の要請に基づき乙が実施した防疫業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の経費の算出方法については、家畜伝染病の発生直前時における適正な価格を基準として、別途甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第1項の経費は、乙からの請求書受領後30日以内に支払うものとする。

### （担当窓口の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び連絡先について、互いに報告を行うものとする。なお、報告内容に異動があった場合は、その都度報告を行うものとする。

### （効力）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし有効期間満了日までに、甲乙いずれからも協定の終了に係る意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第9条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定の履行に当たって知り得た相手方の秘密情報を、事前の書面による承諾を得ることなく他人に知らせ、または、この協定の履行以外の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この協定の実施に際して個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(雑則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 青森市長島一丁目1番1号  
青森県知事 宮下宗一郎

乙 ○○  
○○ □□

(第1号様式)

令和 年 月 日

○○ 殿

青森県知事

## 防疫業務協力要請書

「特定家畜伝染病発生時における防疫業務に係る協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

### 1 要請する業務

業務内容	動員期間	動員人数

### 2 その他

(第2号様式)

令和 年 月 日

青森県知事 殿

〇〇

## 防疫業務実施報告書

「特定家畜伝染病発生時における防疫業務に係る協定」第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

### 1 報告事項

業務内容	動員期間	動員人数

### 2 その他

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (適正な取得)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### (安全管理)

第4 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第5 受託者は、受託者の事務所内において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製の禁止)

第7 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受託者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

### (資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を実施するために委託者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従業者への周知等)

第10 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関する知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関する必要な事項を周知させるものとする。

2 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関する知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

### (実地調査の受入れ)

第11 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

### (事故発生時における報告)

第12 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。